



注1) 公社等との連結は、今後の作業とする。

注2) 17年度フローの結果は決算統計と照合します。

注3) 作業過程を記録しています。

有形固定資産の価額算定作業について

○土地

- ・ 道水路の底地は土地として評価する。
- ・ 開始時は路線価（町別・地目別集計表）、今後は原則として事業費を計上する。ただし、補償費、代替地の取り扱いは、今後の検討課題として、開始貸借対照表には含まない。
- ・ 売却可能資産の評価にあたっては、鑑定評価額があれば路線価に優先する。路線化を採用する場合も0.7で割り戻さない（最近の実績では、過大計上となるケースがあったため）。ただし、売却可能資産は、販売目的ではないため、棚卸資産としての計上はしない。
- ・ 地目は現況、面積は実測面積を優先し、不明な場合は公簿を使用する。
- ・ 供用開始前の施設用地については、土地として計上し建設仮勘定とはしない。

○道路

- ・ 耐用年数を経過したものは、備忘価額1円とする（アスファルト舗装：耐用年数10年に設定）。
- ・ 道路についての開始時は、道路台帳から平成7年度以降の路線（整理番号、路線名、供用開始年月日、各幅員の距離数）を抽出し、幅員ごとの延長と標準単価に基づいて事業費を算出し、その後、減価償却を行う（手作業）。
標準単価は、幅員ごと（4m・5m・12mなど）の標準事業費を設定する。
- ・ 道路台帳に記載されていない道路（認定していない道路など）は、計上しないものとする。
- ・ 供用開始前の道路は、底地は土地に含め、土地以外は建設仮勘定とする。
- ・ 橋梁（耐用年数60年）・トンネル（耐用年数75年）・立体交差（耐用年数？）は、工作物として取り扱う。

○建物

- ・ 保険の再調達価額を開始価額とし、耐用年数に応じて減価償却する。
- ・ 歴史的建造物は、取得価額、取得価額がなければ備忘価額1円とし、減価償却はしない。
- ・ 開始時は、建物内の構築物・工作物について、出来るだけ区分し、分類できないも

のは、建物に含める。今後は、事業費を使い、機械及び装置・構築物に分類する。

○備品

- ・ 取得価額50万円以上で抽出する。
- ・ 美術品については、取得価額。取得価額がなければ備忘価額。減価償却はしない。
- ・ 車は、税・保険を取得価額に含めない。

○農道

- ・ 道路と同じ扱い

○林道

- ・ 道路と同じ扱い。

○水路

- ・ 耐用年数15年とする。
- ・ 水路台帳は法定台帳ではないので、台帳があるかどうかわからない(倉敷市はある)。延長距離はわかるが、施行内容によって事業費が大幅に変わるため、過去の実績(例えば、平成16年度事業費)から延長の平均事業費を決めて算定。

○ 構築物・工作物・機械設備

- ・ トンネル・橋梁は、事業費のわかっているものは、事業費を使う。取得年月日、取得価額の分らないものは、道路に含めカウントしない。

橋は、PCとRCに区別して作業を行う。

まずPCを抜き出し、事業費を個別に把握する。

残りがRCなので、直近の事業費から、平均単価を決めて、総延長距離から積算する(石橋・木橋は対象外)。

立体交差は別途、検討する。

- ・ 公園の工作物(遊具等)は、開始時は計上しない。今後は、計上する。
- ・ 公営住宅等の工作物(外構等)についても、公園と同様の取り扱いをする。
- ・ 護岸・堤防については、基本的にはカウントしない。事業費の分るものについては計上してもよいが、古いものについては、ほとんどわからない。

- ・ 立木は、水源林は共済単価方式を使い、水源林以外は無視する。
- ・ 路線価や立木の採用単価は平成16年度をベースとする。
- ・ ごみ焼却場・し尿処理施設などの大規模な機械設備は、トンネルなどと同様に出来るだけ事業費を用いる。
- ・ 市民会館などの舞台装置等も上記と同様の取り扱いをする。
- ・ プールは、16年度の国の標準事業費を基に積算する。
- ・ 図書は、一般図書は外す。美術的なものは、取得価額、その他については1円とする。
- ・ その他、台帳が整備されていない主なものは、以下の取り扱いとする。
 ポンプ場(耐用年数5年)は、過去5年前まで計上する。
 ため池は、40年前まで、分るものを計上する。

○建設仮勘定

- ・ 過去10年程度の中から主要なものを拾い出す。
 都市計画道路など主要幹線は、供用開始まで、かなりの年数がかかるため、開始貸借対照表時点で金額を把握することが難しい。また、今後、本勘定へ振替する際も供用開始対象となった事業費かどうか注意する必要がある。

【土地開発基金】の問題

本市の場合、土地開発基金の土地が簿価で15億円、現金が4億円ある。市では、基金として計上しているが、路線価で評価すると評価損がかなりでる。

平成17年度のフローデータ作業要領

1. 提供したデータ

(1) 歳入関連情報

①歳入単件データ

②マスタ、名称、項目説明等

- ・ 歳入科目
- ・ 歳入目的別名称
- ・ 歳入執行名称
- ・ データ項目説明書（執行歳入執行名称）

(2) 歳出関連情報

①支出負担行為データ

②マスタ、名称、項目説明等

- ・ 歳出科目
- ・ 性質別名称
- ・ 歳出節・細節名称
- ・ 歳出目的別名称
- ・ 歳出執行名称
- ・ データ項目説明書（執行歳出執行名称）
- ・ データ項目説明書（支出負担行為データ）

(3) 事業関連情報

①事業

②データ項目説明書（執行事業基本）

(4) 債権債務（公債償還等）関連情報

①市債（償還）

(5) 財源充当関連情報

①決算統計

②財源充当名称

(6) 資産関連情報

①公有財産分類

②公有財産コード表

③データ項目説明書（土地）

④データ項目説明書（施設）

⑤データ項目説明書（家屋）

(7) その他・共通

- ①予算編成コード表
- ②財務会計科目名称
- ③データ
- ④データ作成について

2. 作業手順 **<現在、作業中>**

- (1) 科目マスタを使用し、歳入・歳出仕訳パターンを作成。
- (2) 科目、名称を使用した、執行データから変換定義を作成。
- (3) 事業マスタから、事業コードを作成。
- (4) 債権債務関連情報から、財源比率を割り出し、仕訳パターンにセット。
- (5) 歳入、歳出執行データを、(1) (2) をもとに、複式仕訳に変換する。

3. 今後の作業

- (1) 単式複式科目対応表を作成。
- (2) 決算書或いは決算統計と照合。
- (3) (2) について疑義のある部分を、日記帳にて確認・検討。
- (4) 適宜、2. (1)、2. (2) を修正し、2. (5) を再度作業。
- (5) 資産関連のデータから仕訳を作成し、前年度の残高を作成。
- (6) 3. (5) の結果に3. (4) の仕訳を附加。
- (7) 各種引当金を仕訳にて附加。
- (8) 総務省方式の決算書と照合。
- (9) 疑義のある箇所を適宜修正仕訳にて修正。